

長野県報

8月**7**日 (月) 令 和 5 年 (2023年) 第429号

目 次

告 示

1	保安林予定森林にする旨の通知(3件)(森林づくり推進課)	1
1	解除予定保安林にする旨の通知(2件)(森林づくり推進課)	2
	土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定の解除(3件)(砂防課)	3
	土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定(3件)(砂防課)	4
	土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除(3件)(砂防課)	5
	土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定 (3件) (砂防課)	6
	土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定の解除(2件)(砂防課)	7
	土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定(2件)(砂防課)	8
	土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定の解除(2件)(砂防課)	8
	土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定(2件)(砂防課)	9
7	告	
J	肥料の品質の確保等に関する法律に基づく肥料の登録の有効期間の更新(農業技術課)	10
	建築士法に基づく二級建築士の免許の取消し(建築住宅課)	
	開発行為に関する工事の完了(4件)(都市・まちづくり課)	10
1	漁業法に基づく公聴会の開催(内水面漁場管理委員会事務局)	12

長野県告示第425号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30 条の規定により告示します。

令和5年8月7日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 保安林予定森林の所在場所 東御市御牧原字御牧原中平4915の1
- 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の ものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び東御市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第426号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

令和5年8月7日

長野県知事 阿 部 守 一

1 保安林予定森林の所在場所

南佐久郡小海町大字千代里字上鷹ノ巣3359の106、3359の113、3359の115、3359の116、3359の130

2 指定の目的

水源の涵養

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上 のものとする。
- ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小海町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第427号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

令和5年8月7日

長野県知事 阿 部 守 一

1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡天龍村平岡1457の1 (次の図に示す部分に限る。)、1531

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

平岡1531 (次の図に示す部分に限る。)、1457の1

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の ものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び天龍村役場に備え置いて縦 覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第428号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第 30条の規定により告示します。

令和5年8月7日

- 1 解除に係る保安林の所在場所 北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字今道沢12の3、12の31
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

森林づくり推進課

長野県告示第429号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

令和5年8月7日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 解除に係る保安林の所在場所 下伊那郡阿南町字和合1863の1 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第430号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により指定した、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である次の土砂災害警戒区域の指定を解除します。

令和5年8月7日

長野県知事 阿 部 守 一

1 土砂災害警戒区域の名称

中屋 1、横川 5、今井 3、今井 4、今井13、間下54、間下 5、今井26、今井27、今井28、今井30、間下11、間下15、間下47、間下22、間下24、間下25、間下26、間下27、間下28、今井32、間下29、間下49、間下50、間下52、間下30、間下32、間下34、間下35、間下36、間下40、間下41、間下42、間下43、間下45、岡谷 2、岡谷 3、岡谷 4、岡谷 5、岡谷 7、岡谷 8、岡谷 9、岡谷17、岡谷18、岡谷19、岡谷21、岡谷22、岡谷23、岡谷26、岡谷27、岡谷28、岡谷29、岡谷31、岡谷32、三沢18、三沢19、三沢21、三沢29、三沢30、三沢31、新倉 1、新倉13、駒沢 9、駒沢10、駒沢13、駒沢14、駒沢15、駒沢17、駒沢29、駒沢37、鮎沢 1、鮎沢 6、鮎沢 7、鮎沢25、橋原23、橋原26、橋原27、花岡 1、花岡 2、花岡 3、花岡 4、花岡 5、花岡 9、花岡15、花岡17、花岡20、花岡21、花岡22、花岡26、花岡27、花岡28、花岡29、花岡30、小坂 3、小坂 4、小坂 9、小坂14、小坂24及び小坂36

2 指定の区域

岡谷市のうち別図に示す区域 (別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第431号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により指定した、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である次の土砂災害警戒区域の指定を解除します。

令和5年8月7日

長野県知事 阿 部 守 一

1 土砂災害警戒区域の名称

大和一丁目、大和二丁目、大和三丁目2、立石2、湯の脇2号、温泉寺、手長丘下、手長丘下2、手長丘下3、手長丘下4、手長丘下5、

1

手長丘上、手長丘上2、桜ヶ丘下、岡村、岡村上、岡村二丁目、金山下、金山2、角間新田2、蓼の海8、緑ヶ丘、双葉ヶ丘上、阿弥陀寺2、尾玉町4、尾玉町7、尾玉町9、尾玉町10、地蔵寺、岡村2号、清水町3号、赤羽根、武津2、普門寺、普門寺3、足長神社下、足長神社、桑原、桑原2、桑原3、桑原5、桑原6、仏法寺上3、四賀小、神戸2、神戸配水池、神戸配水池下、神戸5、南真志野2、南真志野3、北真志野、北真志野2、有賀2、上野2(7)、上野2(4)、覗石、覗石3、覗石4、板沢4、後山6、後山9及び上野3

2 指定の区域

諏訪市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第432号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により指定した、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である次の土砂災害警戒区域の指定を解除します。

令和5年8月7日

長野県知事 阿 部 守 一

1 土砂災害警戒区域の名称

杜ヶ丘2、星ヶ丘2、星ヶ丘第一5、星ヶ丘6、星ヶ丘1、落合5、落合8、落合12、落合4、落合14、落合15、落合7、樋橋25、町屋敷3、町屋敷7、町屋敷14、町屋敷三組、町屋敷17、町屋敷22、町屋敷、木落2、木落3、斧立4、東町中二2、山の神、東町、東町2号2、東町2号、武居2、武居、武居北1、武居北25、武居北26、関屋(1)、西高木2、北高木2、高木3、東高木3及び星ヶ丘第一6

2 指定の区域

下諏訪町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第433号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、 土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

令和5年8月7日

長野県知事 阿 部 守 一

1 土砂災害警戒区域の名称

中屋 1、横川 5、今井 3、今井 4、今井 13、間下54、間下 5、今井26、今井27、今井28、今井30、間下11、間下15、間下47、間下22、間下24、間下25、間下26、間下27、間下28、今井32、間下29、間下49、間下50、間下52、間下30、間下32、間下34、間下35、間下36、間下40、間下41、間下42、間下43、間下45、岡谷 2、岡谷 3、岡谷 4、岡谷 5、岡谷 7、岡谷 8、岡谷 9、岡谷 17、岡谷 18、岡谷 19、岡谷 21、岡谷 22、岡谷 23、岡谷 26、岡谷 27、岡谷 28、岡谷 29、岡谷 31、岡谷 32、三沢18、三沢19、三沢21、三沢29、三沢30、三沢31、新倉 1、新倉 13、駒沢 9、駒沢10、駒沢13、駒沢14、駒沢15、駒沢17、駒沢29、駒沢37、鮎沢 1、鮎沢 6、鮎沢 7、鮎沢25、橋原23、橋原26、橋原27、花岡 1、花岡 2、花岡 3、花岡 4、花岡 5、花岡 9、花岡 15、花岡 17、花岡 20、花岡 21、花岡 22、花岡 26、花岡 27、花岡 28、花岡 29、花岡 30、小坂 3、小坂 4、小坂 9、小坂 14、小坂 24、小坂 36、三沢32、今井38、今井39、横川 6、横川 7、横川 8、横川 9、今井40、間下55、中村 9、間下56、間下57、間下58、間下59、三沢33、岡谷 33、岡谷 34、岡谷 35、今井41、橋原 28、駒沢38、駒沢39及び駒沢40

2 指定の区域

岡谷市のうち別図に示す区域 (別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第434号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、 土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

令和5年8月7日

1 土砂災害警戒区域の名称

大和一丁目、大和二丁目、大和三丁目 2、立石 2、湯の脇 2 号、温泉寺、手長丘下、手長丘下 2、手長丘下 3、手長丘下 4、手長丘下 5、手長丘上、手長丘上 2、桜ヶ丘下、岡村、岡村上、岡村二丁目、金山下、金山 2、角間新田 2、蓼の海 8、緑ヶ丘、双葉ヶ丘上、阿弥陀寺 2、尾玉町 4、尾玉町 7、尾玉町 9、尾玉町 10、地蔵寺、岡村 2 号、清水町 3 号、赤羽根、武津 2、普門寺、普門寺 3、足長神社下、足長神社、桑原、桑原 2、桑原 3、桑原 5、桑原 6、仏法寺上 3、四賀小、神戸 2、神戸配水池、神戸配水池下、神戸 5、南真志野 2、南真志野 3、北真志野、北真志野 2、有賀 2、上野 2(7)、上野 2(4)、覗石、覗石 3、覗石 4、板沢 4、後山 6、後山 9、上野 3、立石北 1 及び立石北 2

2 指定の区域

諏訪市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第435号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、 土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

令和5年8月7日

長野県知事 阿 部 守 一

1 土砂災害警戒区域の名称

杜ヶ丘2、星ヶ丘2、星ヶ丘第一5、星ヶ丘6、星ヶ丘1、落合5、落合8、落合12、落合4、落合14、落合15、落合7、樋橋25、町屋敷3、町屋敷7、町屋敷14、町屋敷三組、町屋敷17、町屋敷22、町屋敷、木落2、木落3、斧立4、東町中二2、山の神、東町、東町2号2、東町2号、武居2、武居、武居北1、武居北25、武居北26、関屋(1)、西高木2、北高木2、高木3、東高木3、星ヶ丘第一6、樋橋29、樋橋30、樋橋31、樋橋32、東俣1、東俣2、下屋敷1、新町6、斧立12、武居10及び武居北29

2 指定の区域

下諏訪町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第436号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、 土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

令和5年8月7日

長野県知事 阿 部 守 一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

中屋1、今井4、今井13、間下54、間下5、今井27、今井28、間下11、間下15、間下47、間下22、間下24、間下25、間下26、間下28、今井32、間下29、間下49、間下50、間下30、間下32、間下34、間下35、間下36、間下40、間下42、間下45、岡谷2、岡谷3、岡谷4、岡谷5、岡谷7、岡谷8、岡谷9、岡谷17、岡谷19、岡谷21、岡谷22、岡谷23、岡谷24、岡谷26、岡谷27、岡谷28、岡谷29、岡谷31、岡谷32、三沢9、三沢10、三沢18、三沢19、三沢21、三沢22、三沢29、三沢30、三沢31、新倉1、新倉13、駒沢9、駒沢14、駒沢32、鮎沢1、鮎沢6、鮎沢7、鮎沢25、橋原3、橋原23、橋原26、橋原27、花岡1、花岡2、花岡3、木岡4、花岡5、花岡9、花岡12、花岡15、花岡17、花岡20、花岡21、花岡22、花岡27、花岡28、花岡29、花岡30、小坂3、小坂9及び小坂14

2 指定の区域

岡谷市のうち別図に示す区域 (別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第437号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、 土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

令和5年8月7日

1 土砂災害特別警戒区域の名称

大和一丁目、大和一丁目 2、大和二丁目、大和三丁目 2、立石 2、湯の脇 2 号、手長丘下、手長丘下 2、手長丘下 3、手長丘下 4、手長丘下 5、手長丘上、桜ヶ丘下、岡村、金山 2、角間新田 2、緑ヶ丘、双葉ヶ丘上、阿弥陀寺 2、双葉ヶ丘 4、尾玉町 10、岡村 2 号、清水町 3 号、赤羽根、武津 2、普門寺、普門寺 3、足長神社下、足長神社、桑原、桑原 2、桑原 3、桑原 5、桑原 6、桑原 7、仏法寺上 3、四賀小、神戸 2、神戸配水池、神戸配水池下、神戸 5、南真志野 2、南真志野 3、北真志野 2、有賀 2、上野 2 (7)、上野 2 (4)、覗石、覗石 3、覗石 4、板沢 4、後山 6、後山 9 及び上野 3

2 指定の区域

諏訪市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第438号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、 土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

令和5年8月7日

長野県知事 阿 部 守 一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

樋橋25、町屋敷3、町屋敷7、町屋敷14、町屋敷三組、町屋敷17、町屋敷22、町屋敷、木落2、木落3、斧立4、武居2、武居、武居北1、武居北25、武居北26、関屋(1)、西高木2、北高木2、東高木3及び星ヶ丘第一6

2 指定の区域

下諏訪町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第439号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、 土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

令和5年8月7日

長野県知事 阿 部 守 一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

中屋1、今井3、今井4、今井13、間下54、間下5、今井27、今井28、今井30、間下11、間下15、間下47、間下22、間下24、間下25、間下26、間下27、間下28、今井32、間下29、間下49、間下50、間下30、間下32、間下34、間下35、間下36、間下40、間下42、間下43、間下45、岡谷2、岡谷3、岡谷4、岡谷5、岡谷7、岡谷8、岡谷9、岡谷17、岡谷18、岡谷19、岡谷21、岡谷22、岡谷23、岡谷24、岡谷26、岡谷27、岡谷28、岡谷29、岡谷31、岡谷32、三沢9、三沢10、三沢18、三沢19、三沢21、三沢22、三沢29、三沢30、三沢31、新倉1、新倉13、駒沢9、駒沢14、駒沢29、駒沢32、鮎沢1、鮎沢6、鮎沢7、鮎沢25、橋原3、橋原23、橋原26、橋原27、花岡1、花岡2、花岡3、木田4、花岡5、花岡9、花岡12、花岡15、花岡17、花岡20、花岡21、花岡22、花岡27、花岡28、花岡29、花岡30、小坂3、小坂9、小坂14、三沢32、横川6、今井40、中村9、間下56、間下57、間下58、間下59、岡谷35、橋原28、駒沢38、駒沢39及び駒沢40

2 指定の区域

岡谷市のうち別図に示す区域 (別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する 事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第440号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、 土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

令和5年8月7日

1 土砂災害特別警戒区域の名称

大和一丁目、大和一丁目 2、大和二丁目、大和三丁目 2、立石 2、湯の脇 2 号、手長丘下、手長丘下 2、手長丘下 3、手長丘下 4、手長丘下 5、手長丘下 2、大和二丁目、大和三丁目 2、立石 2、湯の脇 2 号、手長丘下、手長丘下 2、手長丘下 3、手長丘下 4、手長丘下 5、手長丘上、桜ヶ丘下、岡村、金山 2、角間新田 2、緑ヶ丘、双葉ヶ丘上、阿弥陀寺 2、双葉ヶ丘 4、尾玉町 10、岡村 2 号、清水町 3 号、赤羽根、武津 2、普門寺、普門寺 3、足長神社下、足長神社、桑原、桑原 2、桑原 3、桑原 5、桑原 6、桑原 7、仏法寺上 3、四賀小、神戸 2、神戸配水池、神戸配水池下、神戸 5、南真志野 2、南真志野 3、北真志野、北真志野 2、有賀 2、上野 2 (7)、上野 2 (4)、覗石、覗石 3、覗石 4、板沢 4、後山 6、後山 9、上野 3、立石北 1 及び立石北 2

2 指定の区域

諏訪市のうち別図に示す区域 (別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する 事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第441号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、 土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

令和5年8月7日

長野県知事 阿 部 守 一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

東山田2、杜ヶ丘2、星ヶ丘2、星ヶ丘第一5、星ヶ丘6、星ヶ丘1、落合5、落合8、落合12、落合4、落合14、落合15、落合7、 樋橋25、町屋敷3、町屋敷7、町屋敷14、町屋敷三組、町屋敷17、町屋敷22、町屋敷、木落2、木落3、斧立4、東町中二2、山の神、東町2、東町2号2、東町2号、武居2、武居、武居北1、武居北25、武居北26、関屋(1)、西高木2、北高木2、高木3、東高木3、星ヶ丘第一6、樋橋29、樋橋30、樋橋31、樋橋32、東俣1、東俣2、下屋敷1、新町6、斧立12及び武居10

2 指定の区域

下諏訪町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する 事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第442号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により指定した、土砂災害の発生原因が土石流である次の土砂災害警戒区域の指定を解除します。

令和5年8月7日

長野県知事 阿 部 守 一

1 土砂災害警戒区域の名称 女沢川、滝沢川及び砥沢川

2 指定の区域

諏訪市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第443号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により指定した、土砂災害の発生原因が土石流である次の土砂災害警戒区域の指定を解除します。

令和5年8月7日

1 土砂災害警戒区域の名称

御宝田沢、ヤセオ沢及び鋳物師沢

2 指定の区域

下諏訪町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備えて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第444号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、 土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

令和5年8月7日

長野県知事 阿 部 守 一

1 土砂災害警戒区域の名称 安沢川、滝沢川及び砥沢川

2 指定の区域

諏訪市のうち別図に示す区域 (別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第445号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、 土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

令和5年8月7日

長野県知事 阿 部 守 一

1 土砂災害警戒区域の名称

御宝田沢、ヤセオ沢、鋳物師沢、椴ノ木沢1、餅屋沢、椴ノ木沢2、砥澤口沢、長笹口沢及び次郎沢

2 指定の区域

下諏訪町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備えて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第446号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、 土砂災害の発生原因が土石流である次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

令和5年8月7日

長野県知事 阿 部 守 一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

鎮守沢、女沢川、滝沢川、砥沢川及び程沢

2 指定の区域

諏訪市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第447号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、 土砂災害の発生原因が土石流である次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

令和5年8月7日

1	土砂災害特別警戒区域の名称		
	御宝田沢、	ヤセオ沢及び鋳物師沢	

2 指定の区域

下諏訪町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備えて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第448号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、 土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

令和5年8月7日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称 鎮守沢、女沢川、滝沢川、砥沢川及び程沢
- 2 指定の区域

諏訪市のうち別図に示す区域 (別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する 事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第449号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、 土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

令和5年8月7日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称 御宝田沢、ヤセオ沢、鋳物師沢、椴ノ木沢1、餅屋沢、椴ノ木沢2、砥澤口沢、長笹口沢及び次郎沢
- 2 指定の区域

下諏訪町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備えて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する 事項

別図に記載するとおり

砂	防	課
---	---	---